

平成31年2月21日

阪南市長
水野謙二様

阪南市立図書館協議会
会長 堀田 穂



要望書

今般、阪南市行財政構造改革プラン（素案）が策定され、その中で市立図書館への指定管理者制度導入が2022年度予定とされたことに対して、市立図書館協議会は、下記の通り要望いたします。

記

1. 指定管理者制度が真に現状以上のサービス向上になるよう検討し、その検討結果を市民に公表すること。
2. 現在、図書館が市民と協働で行っている事業が継続されること。
3. 専門職である司書が必ず配置されること。
4. 子どもの読書活動推進に力を入れること。

以上

去る平成18年3月策定の「指定管理者制度導入の方針」において、市は図書館を平成22年4月までを目途に指定管理者制度を導入する施設としました。それに対して、本協議会は平成18年11月に今後の阪南市立図書館のあり方を答申し、その基本的考え方は12年経った今も変わっていません。

答申においては、指定管理者制度導入を全否定するものではなく、図書館は「指定管理者制度の導入を含め、あらゆる手法を研究、検討する施設」であるとしました。

社会はこの12年間に変化し、図書館サービスのあり方や利用者の価値観も時代に即応し、変化してきており、答申の中で申し述べた市民協働事業や子ども読書活動推進計画策定も実行されています。

今回の行財政構造改革プランにおいては、前回同様「指定管理者制度導入の方針」に基づいて導入することなので、プランにある[基本的視点]3点について図書館協議会が考える課題をここに述べます。

① 「市民サービスの向上を図ることができるか（市民福祉のさらなる向上）

窓口サービス

- ・開館日や開館時間の拡張は、指定管理者制度導入の際には、必ず盛り込まれる内容で、一部の市民にとってはありがたいサービスですが、必須のサービスとは思えません。このサービスのためには、指定管理者は多くの職員を確保する必要があります。限られた指定管理料の中で収益を上げるために、安い賃金で雇用せざるを得ず、このことは市立図書館がワーキングプアを生み出すことにつながります。

- ・3年～5年で指定管理者が入れ替わることで、司書としての経験を積んだ職員も替わることとなり、現在提供されているサービス（レファレンスや他自治体からのリクエスト図書取り寄せ等）の質が低下する恐れがあります。働き手が不足している昨今の状況において、指定管理者に対して司書の配置率等の条件を提示しても、条件を満たす司書数が確保できていないケースが各地で見られます。

イベント企画

- ・図書館の基本業務以外のイベント企画等、民間事業者のノウハウによりサービス向上できる部分もありますが、ノウハウを持つ事業所は指定管理料も高く、行財政構造改革の目的に沿いません。なにより、図書館でのイベントは原則無料で行うため、指定管理者の意欲に期待することはできません。

- ・図書館運営のノウハウを持つ指定管理者は少数であり、市が提示した条件に見合わず、募集に応じない場合があります。また指定管理者となった場合も、継続するとは限りません。

市役所各課や学校等との連携

- ・地方公務員という身分と司書という専門性、また教育委員会職員という共通の立場により、公教育との連携が密に取れている現状に比較して、民間事業者がどれだけの連携を持てるのか不安要素があります。子ども読書活動を推進するためには、学校図書館とそれを支援する市立図書館の連携が重要です。
- ・健康増進課と連携して行なっている4ヶ月児健診でのブックスタート事業、介護保険課と連携して行なっている「認知症にやさしい図書館」プロジェクト、どちらも阪南市の職員という共通の立場で事業に取り組んでいます。

②直営と比較して効果的、効率的な運営ができるか

経費削減

- ・前述の「指定管理者制度導入の方針」では「市民への負担を求める前提として行政運営コストの縮減が強く求められており、指定管理者制度に基づく利用料金制度の柔軟な活用などにより施設運営コストを縮減できる可能性がある」とありますが、図書館に関しては「利用は無料」と定める図書館法17条の制約もあり、人件費以外の経費縮減は期待できない施設です。施設管理については、平成20年度から同じ建物内の文化センターが指定管理となった時から、図書館部分の施設管理も行っており、すでにこの面での経費縮減はなされていると言えます。
- ・行財政構造改革プランであげられている効果額26,899千円は、職員の人事費45%分だそうですが、指定管理者の監督・調整や子ども読書活動推進計画の進捗管理をする職員人件費が、指定管理費とは別に、新たに発生します。
- ・指定管理料は現在の図書館運営費+人件費55%で試算されますが、指定管理につきものの開館日数や開館時間増をすると、試算以上の指定管理料が必要になるものと思われます。他市の状況を見ても、導入時は複数の事業所から選定できても、2期目以降は新しい事業所の参入はなく、結果的に指定管理料が増額要求されるケースがあります。
- ・図書館フレンズ(ボランティア)の活動は平成15年度に20人から始まりましたが、平成29年度には96人の登録者となり、年間で延べ2,896人という活動になっています。年間奉仕時間は3,823時間で、時間単価@936円（大阪府最低賃金）で金額換算すると、年間約360万円（平成29年度実績）にもなります。平成18年度作成の「公の施設評価調査」によると、図書館の正規職員数は、平成14年度は8人、平成17年度は7.4人です。平成30年度は6.6人で、平成14年度に比較すると1.4人の人件費が削減となっています。市民の力により、すでに多くのコスト削減がなされているのです。
- ・平成18年の答申以来、図書館では子ども読書活動推進計画策定や市民協働事業、図書館ボランティア制度の拡張、雑誌スポンサー等、さまざまな努力をしています。中でも前述した図書館ボランティアや市民協働事業、歳入確保のための

雑誌スポンサー制度（平成30年度の雑誌スポンサーは5事業所4団体16個人、効果額は約28万円）は、効果的、効率的な運営に貢献する手法といえます。

地元業者育成

- ・民間事業者が指定管理者になった場合、現在市が阪南市内の業者から購入している図書や雑誌は、他市業者からの購入になる可能性が高く、地元業者育成の視点がなくなります。

③施設運営の安定性・公平性が保てるか

職員

- ・3年～5年ごとに指定管理者を選定することで、図書館司書の確保に不安があります。働き手が不足しつつある現在の状況で、経験ある司書を確保し続けることは困難です。現在、非常勤職員の率が高いとはいえ、専門職の正職員がいることで維持できている図書館サービスはどうなるのでしょうか。

図書館蔵書

- ・指定管理者制度のもとでは、3年から5年ごとに図書館で働く職員の入れ替わりがあり、図書館蔵書の構築面で不安があります。一冊の図書が税金で購入されてから、除籍されるまでの寿命は短くて3年、長ければ数十年です。貸出冊数を重視してベストセラーばかり購入するのではなく、市民の生涯学習を支援するための図書や子どもの発達段階に合った児童書も大切です。図書館蔵書全体のバランスを考慮しての選書や除籍を、短期で入れ替わる指定管理者に任せることには不安があります。図書館現場にいない市の職員がそれらを管理監督することにも限界があります。

市民協働事業

- ・阪南市においては、市民協働事業として本のリサイクルを実施しており、図書館から譲渡された除籍図書や寄贈図書を市民団体が販売し、その収益を図書館等に還元しています。この協力関係は民間事業者が運営するようになった場合、どうなるのでしょうか。民間事業者の収入になるのであれば、市民団体は収益を図書館に還元するのをためらうかもしれません。

これら多くの課題を越えて、本当に「市が直接実施するよりも効果的・効率的で、市民サービスの向上が見込める」のでしょうか。

地方自治法の趣旨は「普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するための必要があると認めるときは指定管理者制度を導入できるとなっています。熟慮の上、ご判断いただきますよう要望いたします。